

⑫各特別区の長期財政推計[粗い試算]

出典：第17回大阪府・大阪市特別区設置協議会(H26.7.23)

■推計の目的・位置づけ・まとめ

◆特別区を設置した場合に、5つの特別区それぞれの財政運営が可能かどうかを検証するため、特別区ごとの長期財政推計を作成しました。

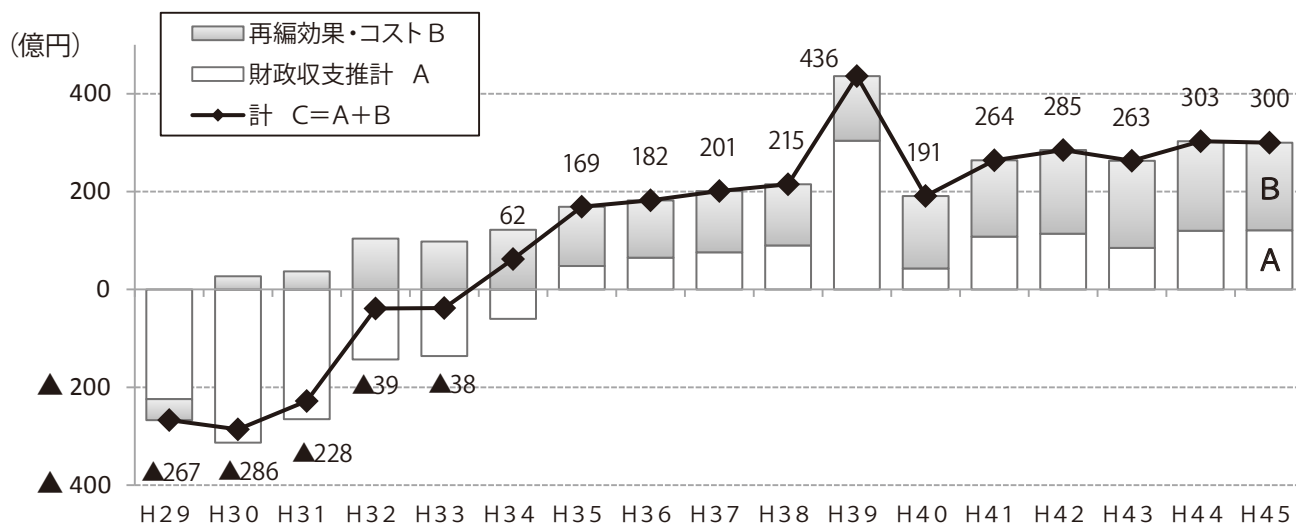
◆この長期財政推計の結果からは、特別区の財政運営は十分可能です。



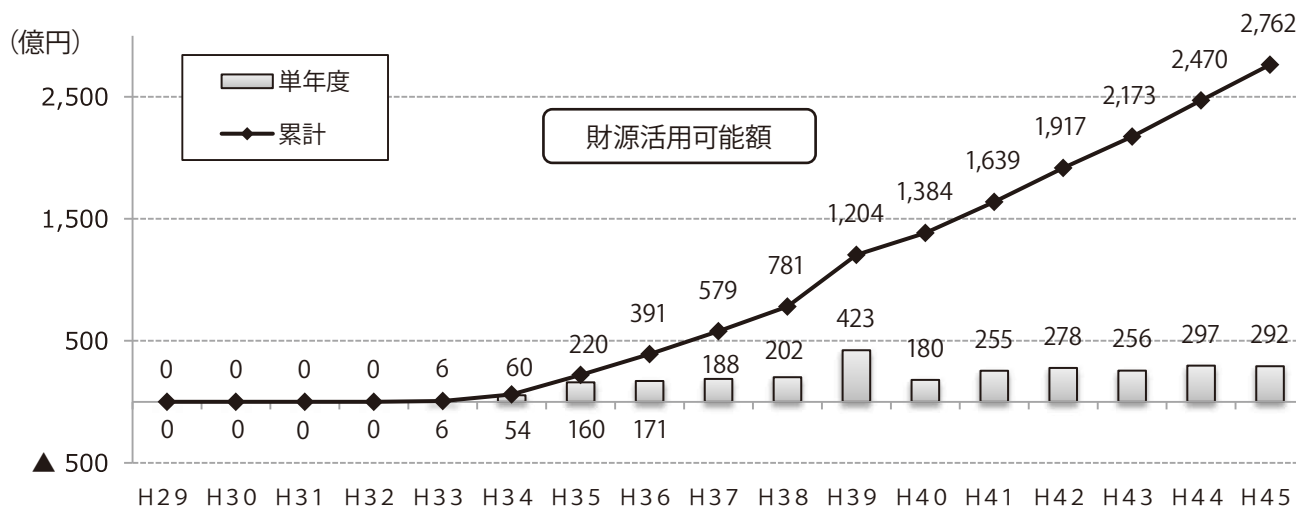
財源活用可能額(今までの事業を拡充したり、新規事業などに回すことができる財源)は、徐々に拡大して、H45年度には約292億円、H29～45年度の累計では、約2,762億円となる見込み

特別区全体

*以下、各表の数値は一般財源ベース



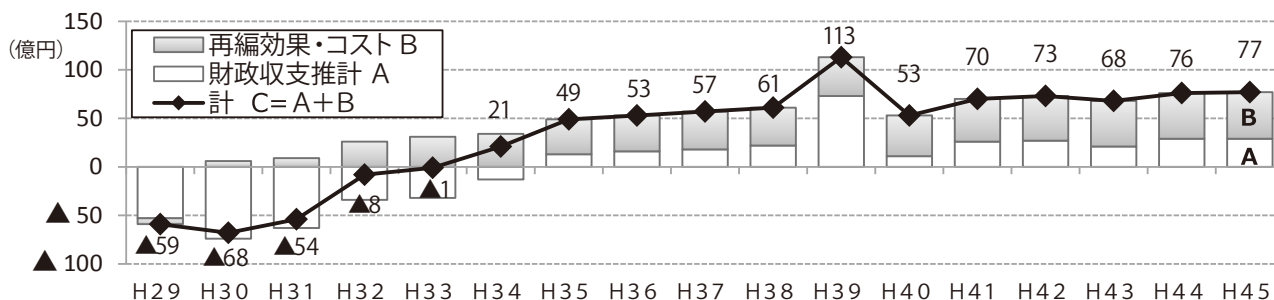
財源対策後



(1) 北区

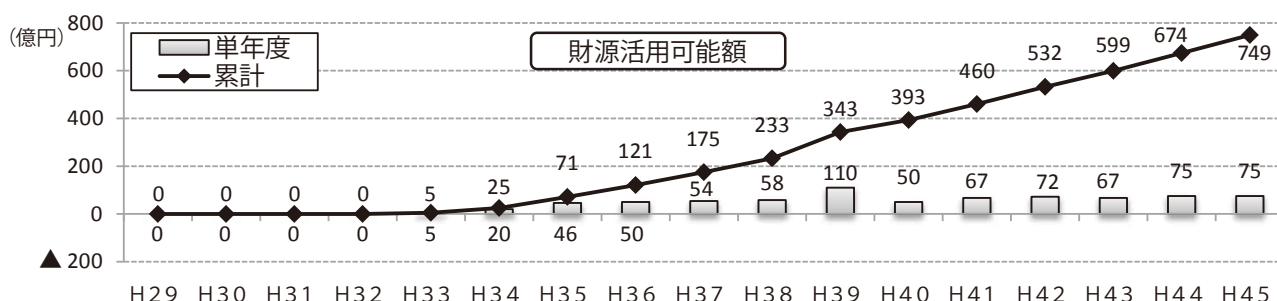
*各グラフ上の注釈については、推計から読み取れる見込み数値を記載しています

- ◆H31 年度まで約 50 億円を超える収支不足が続くが、H34 年度には収支不足が解消
- ◆H45 年度の単年度収支では、約 77 億円のプラス



財源対策後

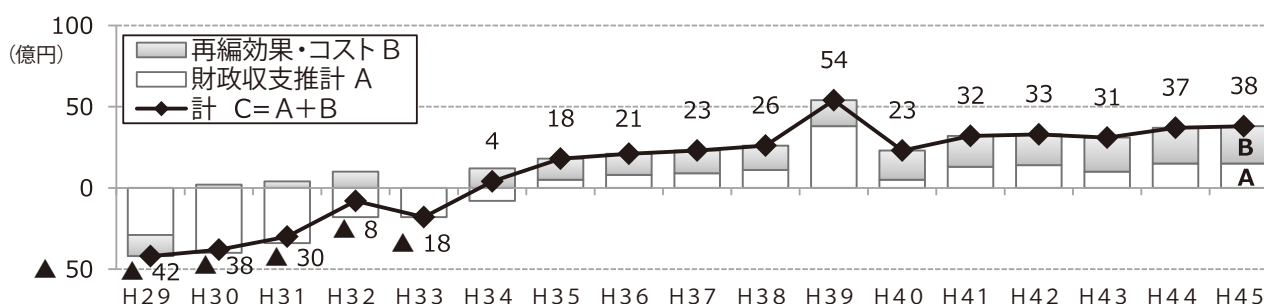
- ◆収支不足に対しては、各年度とも財源対策を講じることにより対応が可能
- ◆H33 年度には財源活用可能額が発生し、徐々に拡大してH45 年度には約 75 億円、H29～45 年度の累計では約 749 億円となる見込み



(2) 湾岸区

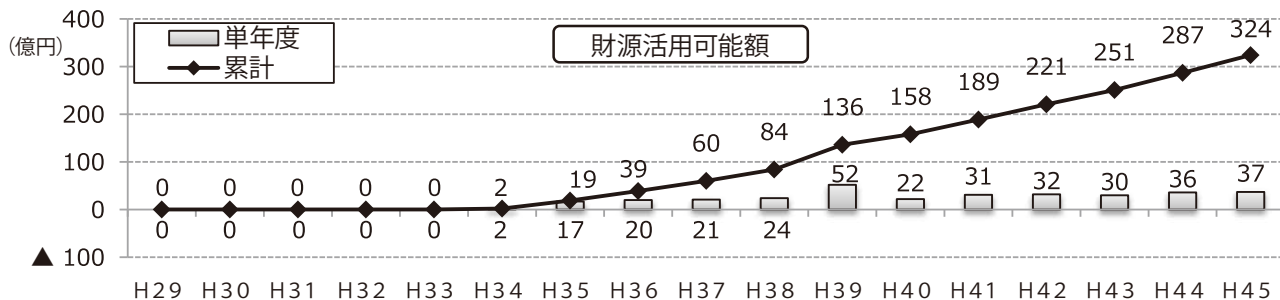
(ATC を庁舎として活用した場合)

- ◆H31 年度まで約 30 億円を超える収支不足が続くが、H34 年度には収支不足が解消
- ◆H45 年度の単年度収支では、約 38 億円のプラス



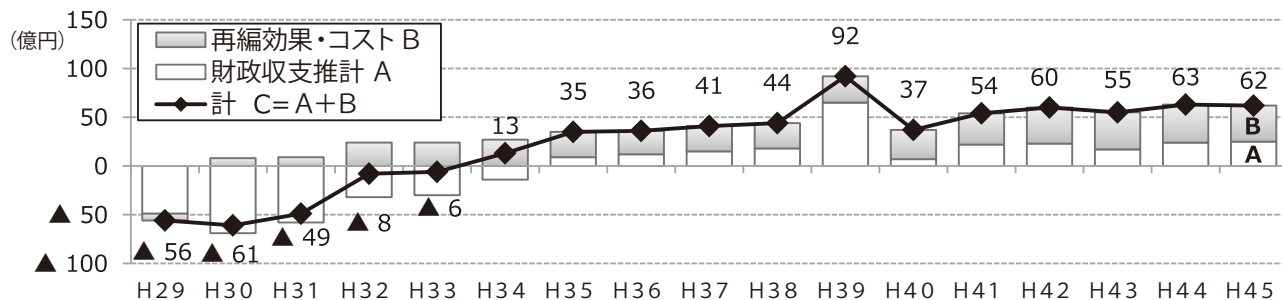
財源対策後

- ◆収支不足に対しては、各年度とも財源対策を講じることにより対応が可能
- ◆H34 年度には財源活用可能額が発生し、徐々に拡大して H45 年度には約 37 億円、H29～45 年度の累計では約 324 億円となる見込み



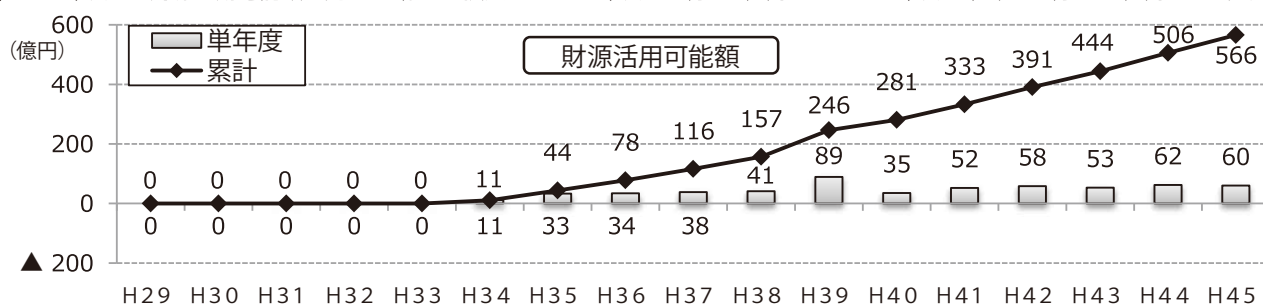
(3)東区

- ◆H31 年度まで約 50 億円を超える収支不足が続くが、H34 年度には収支不足が解消
- ◆H45 年度の単年度収支では、約 62 億円のプラス



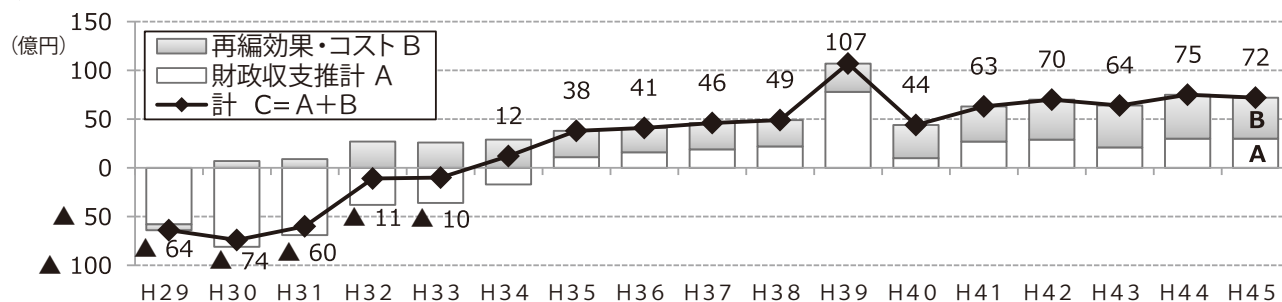
財源対策後

- ◆収支不足に対しては、各年度とも財源対策を講じることにより対応が可能
- ◆H34 年度には財源活用可能額が発生し、徐々に拡大してH45 年度には約 60 億円、H29～45 年度の累計では約 566 億円となる見込み



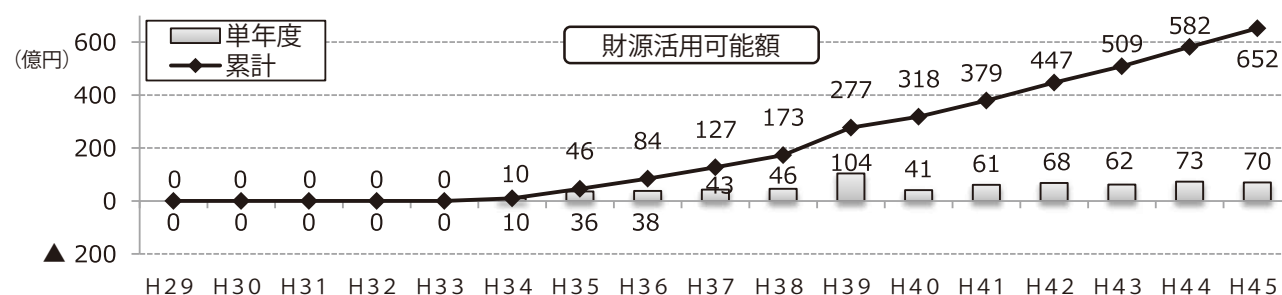
(4)南区

- ◆H31 年度まで約 60 億円を超える収支不足が続くが、H34 年度には収支不足が解消
- ◆H45 年度の単年度収支では、約 72 億円のプラス



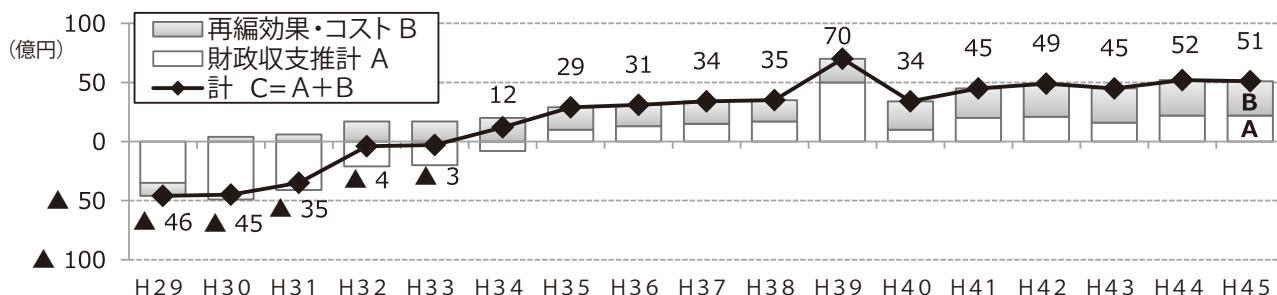
財源対策後

- ◆収支不足に対しては、各年度とも財源対策を講じることにより対応が可能
- ◆H34 年度には財源活用可能額が発生し、徐々に拡大してH45 年度には約 70 億円、H29～45 年度の累計では約 652 億円となる見込み



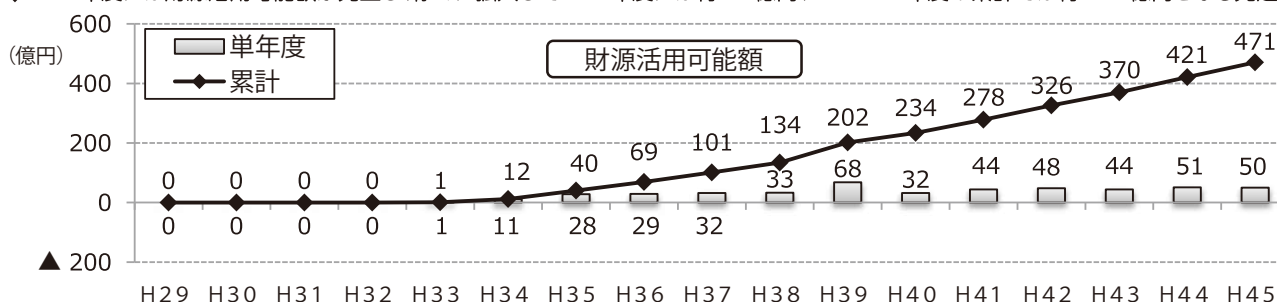
(5) 中央区

- ◆H31年度まで約30億円を超える収支不足が続くが、H34年度には収支不足が解消
- ◆H45年度の単年度収支では、約51億円のプラス



財源対策後

- ◆収支不足に対しては、各年度とも財源対策を講じることにより対応が可能
- ◆H33年度には財源活用可能額が発生し、徐々に拡大してH45年度には約50億円、H29～45年度の累計では約471億円となる見込み



(6) 大阪府

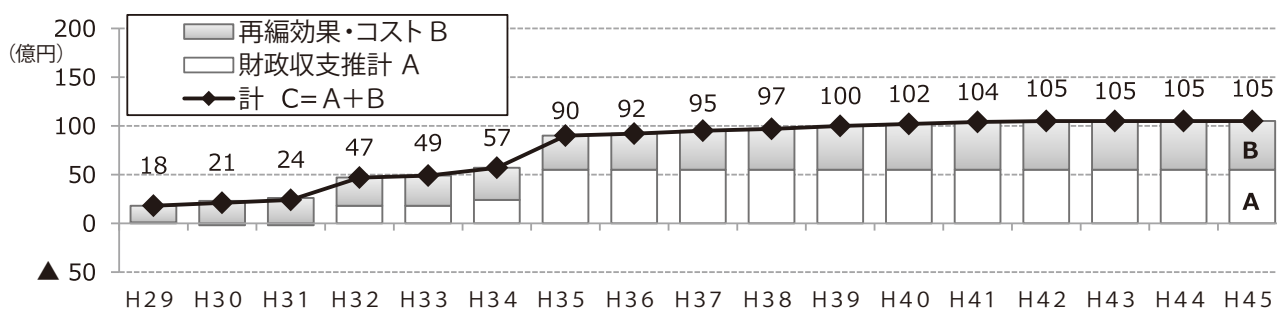
～大阪市からの移管事務にかかる収支～

- ◆事業再編の効果などにより、制度移行初年度から約17億円の効果額が発現し、以降は徐々に拡大して、H45年度には約105億円、H29～45年度の累計では約1,316億円となる見込み

【大阪府における再編効果の活用】

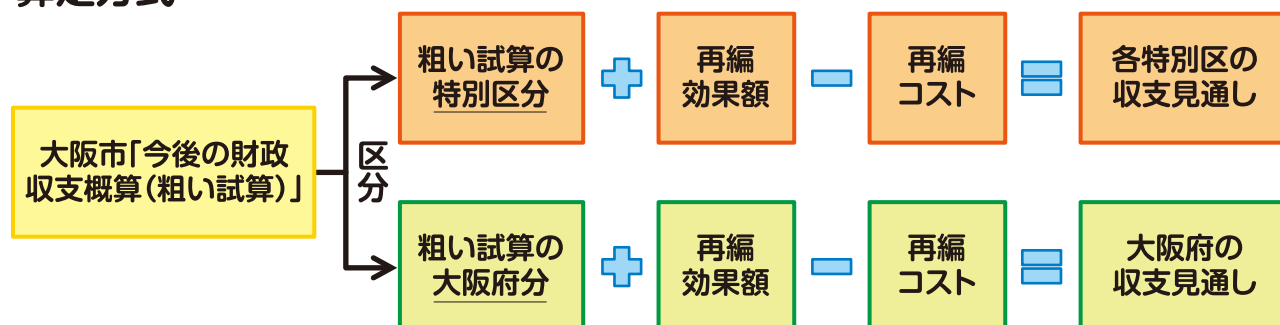
制度移行当初から財源活用可能額が生じるが、これらについては以下のような活用が考えられる

- 特別区の収支不足に活用する
- 大阪府での新規投資や移転事務の拡充に活用 など



■ 長期財政推計を行うにあたっての考え方

1. 算定方式



2. 再編効果額と再編コスト

■再編効果額

- ・府市再編の効果額の試算にあたっては、
 - ① 府市統合本部における事業統合や民営化などの取組み(地下鉄、一般廃棄物、病院など)、市政改革における事業見直し
 - ② 職員体制の再編による効果額を算定しています。
- ・長期財政推計では、これらの金額から、大阪市の「今後の財政収支概算」に既に算入されているものなどを除き、再編効果額としています。
- ・平成 29 年度から 45 年度までの累計では、特別区分で約 2,630 億円、大阪府分で約 756 億円、合計約 3,386 億円を計上しています。

■再編コスト

- ・再編コストとして、最初にかかる費用は、システム改修経費、新庁舎建設経費など約 600 億円、毎年かかる費用はシステム運用経費など約 20 億円必要と試算しています。
- *不足執務室面積対応：湾岸区 ATC 賃借・改修、東区・南区・中央区 新庁舎建設の場合

3. 財源対策

特別区全体では、平成 29 年度から 33 年度の 5 年間で約 858 億円の収支不足額*が見込まれるため、その不足分を解消する必要があります。

各年度とも以下の例のような財源対策を講じることにより対応は可能で、平成 34 年度には収支不足が解消する見込みです。

※上記の収支不足額は、平成 26 年 4 月版の大阪市の財政収支見通しで示されている収支不足額(H29～33年度で約 1,049 億円の不足)を踏まえて推計しており、その影響を受けているもの

【財源対策(例)】

- ・土地の売却
- ・各特別区の財政調整基金(貯金)の取り崩し
- ・大阪府からの貸付
- ・地方債の発行

【留意事項】

この推計は、税収の伸び率など一定の前提条件をおいたうえで行った粗い試算であり、相当の幅をもって見る必要があります。

みなさんからよくある質問にお答えします

問 1. 特別区になっても住民サービスは維持されるの？

答 1. 現在の大阪市の住民サービスの水準は維持することとしています。

協定書では、事務の承継に当たり、大阪市及び大阪府は、これまで蓄積してきた行政のノウハウ及び高度できめ細かな住民サービスの水準を低下させないよう適正に事務を引き継ぐこととしています。

財政調整制度により、必要なサービスの提供ができる財源を確保することとしています。

問 2. これまで納めていた税金や水道料金などは高くなるの？

答 2. 特別区の設置により、高くなることはありません。

税は、特別区設置日に、それ以前の大阪市税と同じ税率としており、水道料金などについても同様の考え方です。

協定書では、それぞれの税目の取扱いについては、地方税法に定めるところによるほか、大阪府及び大阪市の条例の例によるものとするとしています。

問 3. これまでの地域のコミュニティや地域の行事などはなくなるの？

答 3. 特別区の設置により、なくなることはありません。

問 4. 今ある区役所がなくなるの？

答 4. 今の区役所は特別区の本庁舎と支所になるため、なくなることはありません。

特別区名	本庁舎(主たる事務所)	支 所
北区	現大阪市役所本庁舎	現都島区役所、現北区役所、現淀川区役所、現東淀川区役所 現福島区役所
湾岸区	現港区役所	現此花区役所、現大正区役所、現西淀川区役所
東区	現在建替中の城東区役所	現東成区役所、現生野区役所、現旭区役所、現鶴見区役所
南区	現阿倍野区役所	現平野区役所、現住吉区役所、現東住吉区役所、現住之江区役所
中央区	現西成区役所	現中央区役所、現西区役所、現天王寺区役所、現浪速区役所

協定書では、大阪市の 24 区役所及び保健福祉センターの窓口業務などは、住民の利便性を確保するため、現在の区役所等を特別区の本庁舎及びその支所等とすることにより実施することとしています。

問5. 町名は変更になるの？

答5. 現在の町名は残ります。

今後、例えば町単位で現在の町名の前に行政区名を追加するかどうか、住民のみなさんのご意見をお聞きして決定します。

〔原則の考え方〕

	市区名	行政区名	町名
変更前	大阪市	■■■区	○○町 × 丁目
変更後	△△区	—	■■■○○町 × 丁目

(例)

現在の町名	変更後の町名(案)
・淀川区 十三本町	・北区 淀川十三本町
・此花区 西九条	・湾岸区 此花西九条
・城東区 中央	・東区 城東中央
・阿倍野区 文の里	・南区 阿倍野文の里
・天王寺区 上本町	・中央区 天王寺上本町

問6. 運転免許証や国民健康保険証などの住所変更の手続きをしないといけないの？

答6. これまでの市町村合併の事例では、運転免許証や国民健康保険証をはじめ住所変更の手続きをしていただく必要はありませんでした。

同様に、住民のみなさんにできる限り手続きをしていただく必要がないように調整します。

問7. 特別区の設置後に、区名や町名を変更することはできるの？

答7. 特別区設置後の区名や町名の変更は可能です。

区長が名称の変更を議会に提案し、区議会で過半数の賛成があれば、変更できます。

問8. 大阪府は大阪都に名称が変更になるの？

答8. 法令の適用上は都とみなされますが、名称は現在と同じ大阪府のままです。大阪都になるためには、別に法律で定める必要があります。

説明会の開催日時及び会場

「特別区設置協定書」について「住民説明会」を開催します

*説明内容は、いずれの日時・会場でも同じです。

開催日	【午前の部】 開場: 9時30分 説明会: 10時30分～12時30分	【午後の部】 開場: 13時 説明会: 14時～16時	【夜間の部】 開場: 17時30分 説明会: 18時30分～20時30分
4月14日(火)	浪速区民センター 浪速区稲荷 2-4-3 Tel6568-2171(定員: 310名)	阿倍野区民センター 阿倍野区阿倍野筋 4-19-118 Tel4398-9877(定員: 450名)	コミュニティプラザ平野 平野区長吉出戸 5-3-58 Tel6704-1200(定員: 840名)
4月15日(水)	市民交流センターひがしすみよし 東住吉区矢田 5-8-14 Tel6697-3311(定員: 280名)	住吉区民センター 住吉区南住吉 3-15-56 Tel6694-6100(定員: 630名)	都島区民センター 都島区中野町 2-16-25 Tel6352-6100(定員: 350名)
4月16日(木)	城東区民ホール 城東区中央 1-3-6 Tel6932-2000(定員: 490名)	鶴見区民センター 鶴見区横堤 5-3-15 Tel6912-3971(定員: 560名)	西淀川区民ホール 西淀川区御幣島 3-13-3 Tel6472-6000(定員: 380名)
4月17日(金)	港区民センター 港区弁天 2-1-5 Tel6572-0020(定員: 380名)	西区民センター 西城北堀江 4-2-7 Tel6531-1400(定員: 420名)	旭区民センター 旭区中宮 1-11-14 Tel6955-1307(定員: 490名)
4月18日(土)	西成区役所 4階 西成区岸里 1-5-20 Tel6659-9683(定員: 300名)	生野区民センター 生野区勝山北 3-13-30 Tel6716-3020(定員: 450名)	東住吉区民ホール 東住吉区東田辺 1-13-4 Tel4399-9734(定員: 420名)
4月19日(日)	大阪会館 中央区本町 4-1-52 Tel6261-9351(定員: 700名)	大阪会館 (★) 中央区本町 4-1-52 Tel6261-9351(定員: 700名)	淀川区民センター 淀川区野中南 2-1-5 Tel6304-9120(定員: 420名)
4月20日(月)	東淀川区民ホール 東淀川区豊新 2-1-4 Tel4809-9734(定員: 380名)	福島区民センター 福島区吉野 3-17-23 Tel6468-1771(定員: 420名)	西成区民センター 西成区岸里 1-1-50 Tel6651-1131(定員: 490名)
4月21日(火)	天王寺区民センター 天王寺区生玉寺町 7-57 Tel6771-9981(定員: 420名)	東成区民センター 東成区大今里西 3-2-17 Tel6972-0717(定員: 430名)	住之江区民ホール 住之江区御崎 3-1-17 Tel6682-9734(定員: 490名)
4月22日(水)	大正区民ホール 大正区千島 2-7-95 Tel4394-9734(定員: 490名)	住吉区民センター 住吉区南住吉 3-15-56 Tel6694-6100(定員: 630名)	大淀コミュニティセンター 北区本庄東 3-8-2 Tel6372-0213(定員: 350名)
4月23日(木)	住之江区民ホール 住之江区御崎 3-1-17 Tel6682-9734(定員: 490名)	新大阪イベントホール レルミエール 淀川区西中島 5-5-15 新大阪セントラルタワー北館 2階 Tel6308-1155(定員: 700名)	平野区民ホール 平野区平野南 1-2-7 Tel6790-4000(定員: 350名)

*説明内容は、いずれの日時・会場でも同じです。

開催日	【午前の部】 開場: 9 時30分 説明会: 10時30分～12時30分	【午後の部】 開場: 13時 説明会: 14時～16時	【夜間の部】 開場: 17時30分 説明会: 18時30分～20時30分
4月24日(金)	大阪市中央公会堂 北区中之島 1-1-27 Tel6208-2002(定員: 1,100 名)	東淀川区民ホール 東淀川区豊新 2-1-4 Tel4809-9734(定員: 380 名)	此花区民ホール 此花区四貫島 1-1-18 Tel6463-1100(定員: 350 名)
4月25日(土)	ホテル大阪ベイトワー ベイトワーホール (★) 港区弁天 1-2-1 ORC200 4階 Tel6573-3131(定員: 1,000 名)	NHK大阪ホール (★) 中央区大手前 4-1-20 Tel6937-6000(定員: 1,400 名)	NHK大阪ホール (★) 中央区大手前 4-1-20 Tel6937-6000(定員: 1,400 名)
4月26日(日)	ハービスホール 大ホール (★) 北区梅田 2-5-25 ハービスOSAKA 地下 2 階 Tel6343-7776(定員: 1,000 名) * 4/26 当日のみ通話可	ハービスホール 大ホール (★) 北区梅田 2-5-25 ハービスOSAKA 地下 2 階 Tel6343-7776(定員: 1,000 名) * 4/26 当日のみ通話可	城東区民ホール 城東区中央 1-3-6 Tel6932-2000(定員: 490 名)

- この説明会は、大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づき、市長が開催するものです。
- できるだけ多数の方にご参加いただける会場として、各区の会場以外に(★)印の会場をご用意しております。
交通の便がよい会場として、特に 4 月 19 日(日)は本町で、25 日(土)は大手前で、26 日(日)は梅田で、それぞれ 2 回ずつ開催しますので、ご都合のよろしい回にご来場ください。
- 各会場への案内図などは、P35 以降の「説明会会場地図」でご確認ください。

「住民説明会」にご来場の皆さまへ ご案内とお願い

- * この説明会は、大阪市民の方を対象とさせていただきます。受付の際に、大阪市民であることを確認させていただきますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。
(お住まいを確認できる書類の例：運転免許証、健康保険証、住所・氏名を確認できる郵便物など)
- * 受付は先着順とし、定員に達した時点で受付を終了させていただきますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。
- * 説明会開始時間の 1 時間前から開場いたしますので、時間に余裕をもってお越しください。
- * 横断幕やプラカード、太鼓などの鳴り物、拡声器や長尺物などの会場内への持ち込みはご遠慮ください。
会場内の安全を確保するため、受付時にお手荷物の確認及び金属探知機によるチェックを行いますので、ご協力をお願いいたします。
- * 会場内での飲食・喫煙はできませんので、あらかじめご了承ください。
- * 手話通訳を行いますので、ご覧いただきやすい席をご希望の方は、受付にお申し出ください。
- * ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

説明会の内容、開催日程等については、ホームページでもお知らせしています。
また、各会場ともインターネット中継を予定しております。詳しくはホームページをご確認ください。

特別区設置協定書 住民説明会

検索

説明会会場地図

大淀コミュニティセンター
(地下鉄・阪急天神橋筋六丁目駅
徒歩8分)



都島区民センター
(地下鉄・JR京橋、JR桜ノ宮、
大阪城北詰 各駅徒歩10分)



福島区民センター
(地下鉄野田阪神、JR海老江、
阪神野田 各駅徒歩5分)



此花区民ホール
(阪神千鳥橋駅 徒歩2分)



西区民センター
(地下鉄西長堀駅 徒歩2分)



港区民センター
(地下鉄・JR弁天町駅 徒歩7分)



大正区民ホール
(市バス大正区役所前 下車すぐ)



天王寺区民センター
(地下鉄四天王寺前、夕陽ヶ丘駅 徒歩1分)



浪速区民センター
(地下鉄桜川駅 徒歩7分)



説明会会場地図

西淀川区民ホール (JR 御幣島駅 徒歩 10 分)



淀川区民センター (阪急十三駅 徒歩 7 分)



東淀川区民ホール (阪急淡路・上新庄 各駅徒歩 15 分)



東成区民センター (地下鉄今里駅 徒歩 3 分)



生野区民センター (JR 桃谷駅 徒歩 15 分)



旭区民センター (地下鉄千林大宮、京阪森小路 各駅徒歩 10 分)



城東区民ホール (JR・京阪京橋駅 徒歩 15 分)



鶴見区民センター (地下鉄横堤駅 下車すぐ)



阿倍野区民センター (地下鉄・阪堺上町線阿倍野駅 徒歩 2 分)



説明会会場地図

住之江区民ホール

(地下鉄住之江公園、南海住吉大社
各駅徒歩 10 分)



住吉区民センター

(南海沢ノ町駅 徒歩 5 分、
JR 我孫子町駅 徒歩 10 分)



東住吉区民ホール

(地下鉄駒川中野駅 徒歩 7 分、
JR 南田辺駅 徒歩 10 分、
近鉄針中野駅 徒歩 15 分)



市民交流センター ひがしすみよし

(近鉄矢田駅 徒歩 13 分)



コミュニティプラザ平野

(平野区民センター)
(地下鉄出戸駅 徒歩 5 分)



平野区民ホール

(地下鉄平野駅 徒歩 10 分)



西成区役所

(地下鉄岸里駅 下車すぐ)



西成区民センター

(地下鉄岸里駅 下車すぐ)



大阪市中心公会堂

(地下鉄・京阪淀屋橋駅徒歩 5 分、
京阪なにわ橋駅下車すぐ)



説明会会場地図

大阪会館 (地下鉄本町駅 徒歩 1 分)



新大阪イベントホール & ルミエール (地下鉄・JR 新大阪駅 徒歩 5 分)



ホテル大阪ベイタワー (地下鉄・JR 弁天町駅 徒歩 3 分)



NHK 大阪ホール (地下鉄谷町四丁目駅 徒歩 3 分)



ハービスホール (地下鉄西梅田、阪神梅田各駅徒歩 6 分、 JR 大阪駅徒歩 7 分)



最寄駅からの時間は目安です。
会場へは、時間にゆとりをもってお越しください。

[illegible]

[お問い合わせ](#)

大阪府市大都市局 総務企画担当 電話 06-6208-9728 FAX 番号 06-6202-9355

特別区設置協定書やこれまでの議論経過などはホームページからご覧いただけます。

特別区設置協定書

検索